

小規模身体障害者療護施設の設置 運営について（改正）

平成9年5月6日
厚生省社会・援護局長

改正 平成9年5月6日障第81号

地域の身体障害者のニーズに応じた身体障害者療護施設の施設整備を推進するため、小規模身体障害者療護施設を合築又は併設（以下「併設等」という。）することを認めることとし、今般、別紙のとおり「小規模身体障害者療護施設の設置運営要綱」を定め、平成7年4月1日から適用することとしたので、今

（別紙）

後はこの要綱に基づき同施設の設置及び運営に遺憾のないよう努められたい。

なお、平成2年10月19日社更第198号社会局長通知「重度身体障害者更生援護施設に併設する小規模身体障害者療護施設の設置運営について」は廃止する。また、職員配置基準等は別途定めるところによられたい。

小規模身体障害者療護施設の設置運営要綱

小規模身体障害者療護施設の設備及び運営については、「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」（昭和60年1月22日社更第4号本職通知）及びその他の関係通知に定めるところによるほか、次によるものとする。

1 重度身体障害者更生援護施設に併設等する場合

第1 目的

身体障害者療護施設を重度身体障害者更生援護施設に併設等する場合に、現行の最低定員を引き下げることができることとし、常時の介護を必要とする身体障害者の身近な地域での施設入所を容易にするとともに、重度身体障害者更生援護施設の入所者の高齢化等に対応することを目的とする。

第2 設置及び運営

1 規模

小規模身体障害者療護施設の入所定員は、30人以上40人以下とすること。

2 設置及び運営

小規模身体障害者療護施設は、重度身体障害者更生援護施設と同一敷地内に併設等すること。

なお、施設の運営に支障のない場合には、設備の一部を共用して差し支えないものとする。

3 職員の配置

次の職員については、入所者の処遇に支障のない限りにおいて重度身体障害者更生援護施設の職員と兼務することができるものとする。

（1）施設長 （2）医師 （3）理学療法士

2 他の身体障害者更生援護施設との複合化をする場合

第1 目的

身体障害者療護施設を身体障害者短期入所（ショートステイ）専用居室、介護型のデイサービスセンター及び身体障害者通所授産施設等と複合化する場合に現行の最低定員を引き下げることとし、常時の介護を必要とする身体障害者の身近な地域での施設入所を容易にするとともに、在宅福祉サービスの機能を併せもつ施設を整備することを目的とする。

第2 設置及び運営

1 規模

小規模身体障害者療護施設の入所定員は、30人以上40人以下とすること。

2 複合化対象施設

小規模身体障害者療護施設は、次に掲げる施設全てと同一敷地内に併設等すること。

なお、施設の運営に支障のない場合には、施設の一部を共用して差し支えないものとする。

- (1) 身体障害者短期入所（ショートステイ）専用居室（小規模身体障害者療護施設入所定員の一割程度）
- (2) 身体障害者デイサービスセンター（併設型220㎡に介護部門を整備）
- (3) 身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉ホームのいずれか又はその双方

3 特別養護老人ホーム（小規模特別養護老人ホームを除く。）に併設等する場合

第1 目的

身体障害者療護施設を特別養護老人ホーム（小規模特別養護老人ホームを除く。）に併設する場合に、

現行の最低定員を引き下げることができることとし、常時の介護を必要とする身体障害者の身近な地域での施設入所を容易にすることを目的とする。

第2 設置及び運営

1 規模

小規模身体障害者療護施設の入所定員は、10人以上20人以下とすること。

2 併設等対象施設

小規模身体障害者療護施設は、特別養護老人ホームと同一敷地内に併設等すること。

なお、施設の運営に支障のない場合には、設備の一部を共用して差し支えないものとする。

3 職員の配置

次の職員については、入所者の処遇に支障のない限りにおいて特別養護老人ホームの職員と兼務することができるものとする。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員

4 その他

本件については、老人保健福祉局と調整済みであることを念の為申し添える。

4 単独で設置する場合

第1 目的

身体障害者療護施設を単独で設置する場合に、現行の最低定員を引き下げ、常時の介護を必要とする身体障害者の身近な地域での施設入所を容易にすることを目的とする。

第2 設置及び運営

1 規模

小規模身体障害者療護施設の入所定員は、30人以上40人以下とすること。